資料４

審議項目２－４（住民自治等の確保）
関係資料

これまでの大都市制度における公選職の変遷

凡例 は公選職を表す

指定都市制度等

昭和22年～ ※実際には設置されなかった

特別市
- 市長
- 議会

区（法人格なし）
- 区長
- ※公選の議員はいない

昭和31年～現在

道府県
- 知事
- 議会

指定都市
- 市長
- 議会

区（法人格なし）
- ※公選の区長・議員はいない

都区制度

昭和21年～

都
- 知事
- 議会

特別区
- 区長
- 議会

昭和27年～

都
- 知事
- 議会

特別区 ※都の内部的団体
- 区長
- 議会
- ※公選の区長はいない（区長は、区議会が知事の同意を得て選任）

昭和49年～現在

都
- 知事
- 議会

特別区
- 区長
- 議会

指定都市における区単位の取組の例①

議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み

◆区づくり推進横浜市会議員会議（横浜市）

○委員構成：当該区選出の市会議員（2～8名）で構成
○任期：市会議員の任期
○所掌事務・権限等：個性ある区づくり推進費に関する協議、区の主要事業に関する必要に応じた協議
○活動状況：個性ある区づくり推進費の翌年度予算案、当該年度執行計画、前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関する協議、局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関する協議

区単位の住民自治に関する組織

◆区民会議（相模原市緑区・中央区・南区）

○委員構成：市内22の地区に設置されたまちづくり会議の代表者、公益的団体の代表者、学識経験者、公募市民等
○選任方法：関係団体は市長名で推薦を依頼、公募市民は公募委員選考委員会により選考し、いずれも市長が委嘱
○任期：2年
○所掌事務・権限：区長の求めに応じて、区政運営、区の事務事業及び地域に関わる区の施策について意見
地域の課題解決について情報交換を行い、区内12地区で活動している地区経営委員会の活動に反映
○活動状況：地域課題等の意見交換、区の魅力の抽出（グループワーク）、区内視察等を実施

◆区民まちづくり会議（京都市）

○委員構成：自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員等
○選任方法：自治会組織からの推薦、公募による選出等
○任期：原則2年
○所掌事務・権限：区基本計画に係る各事業の事業決定・実績報告、区基本計画全体の進捗管理・評価
○活動状況：各区基本計画の進捗確認を実施

（出典）総務省「令和5年度指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果」

指定都市における区単位の取組の例②

地方自治法における指定都市の区を単位とした住民自治に関する仕組み

◆指定都市における区地域協議会（地方自治法第252条の20第7項等）

○ 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区地域協議会を置くことができる。

○ 区地域協議会は、指定都市の市長その他の機関の諮問に応じることや、必要と認める事項について意見を述べることができる。また、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行うことが期待される。

【区地域協議会の具体的な法律効果】
- 区地域協議会の構成員の構成に関し、構成員選任に当たっての市長の配慮義務
- 区地域協議会が単なる諮問機関ではなく、自ら建議できる機関であることを明確化
- 区地域協議会の構成員について非常勤職員への報酬支給原則の対象外とする　　等

【参考】新潟市における区地域協議会（名称：区自治協議会）

○概　　要：新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、各行政区（計8区）に設置する市長の附属機関。新潟市が指定都市に移行した平成19年4月に創設。

○委員構成：各区につき原則30人（地域から選出された者、公益的団体等から選出された者、区長が必要と認めた者）

○選任方法：区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命。推薦は、各区地域協議会内に置かれる推薦会議による。

○任　　期：2年（再任可能）

○所掌事務・権限：区の地域課題のうち、市長や市の機関から諮問されたものや、区地域協議会自ら必要と認めるものについて、審議し、市長や市の機関に対して意見を述べる。また、市長は、次の事項のうち、区の区域に関係するものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ区地域協議会に意見を聴かなければならない。

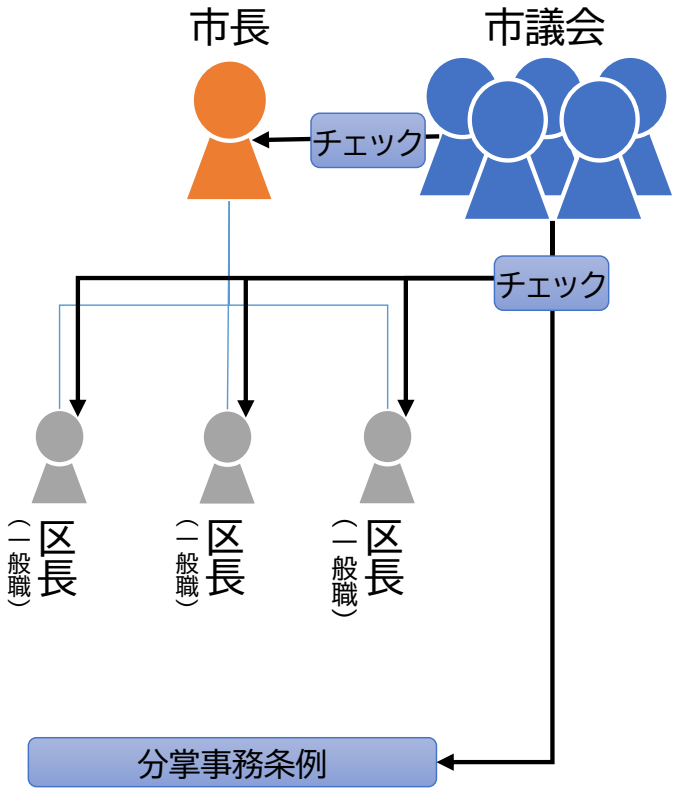
1. 総合計画及びこれに準ずる計画（区に関するものに限る）に関する事項
2. 区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する事項
3. 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

（備考）新潟市ホームページをもとに作成

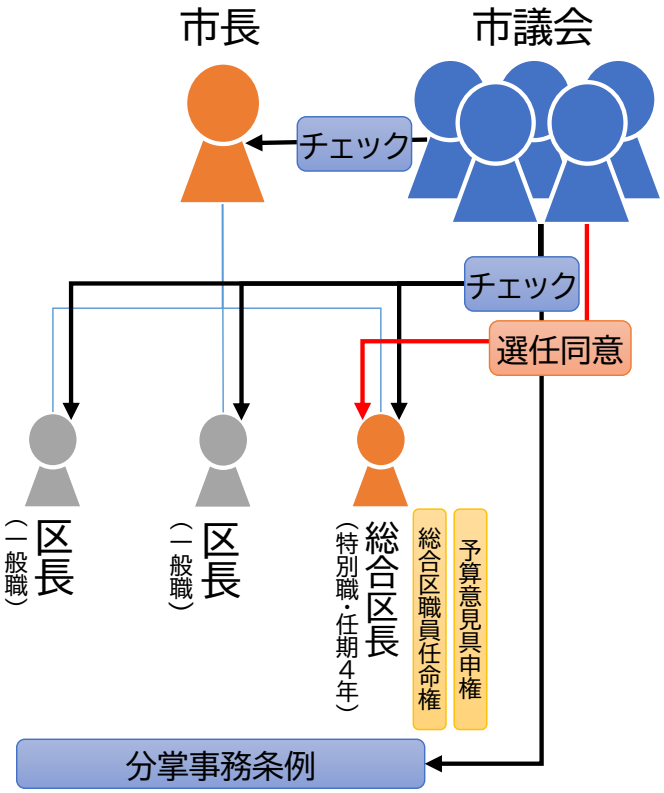
総合区制度

○　平成26年の地方自治法改正において、「総合区」制度が創設された。※令和8年10月現在、導入例はない。
○　「総合区」は、市長の権限に属する事務のうち区域内の政策・企画の立案に関するもの等を総合区長に処理させるため、行政区に代えて設けるもの。総合区長は、議会の同意を得て市長が選任する特別職地方公務員であり、①総合区の職員の任命権と②総合区に関する予算に関する市長への意見具申権を有する。

1　総合区を設置しない場合



2　総合区を一部の区域に設置



3　総合区を全域に設置

